

Title	相沢与一著 イギリスの労使関係と国家：危機における炭鉱労働運動の展開
Sub Title	Yoichi Aizawa, "Industrial relations and state in the United Kingdom"
Author	海野, 恵美子
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1979
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.72, No.6 (1979. 12) ,p.876(184)- 879(187)
JaLC DOI	10.14991/001.19791201-0184
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19791201-0184

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

の割り当てに関係している場合には、かれらは立憲的役割を遂行しており、その際かれらの運営している制度を立憲議会(constituent assembly)とする。

立憲議会とは、自治体の管轄区域を設定し、様々な自治体レベルに行財政機能を割り当てる仕事を行う集団のことである。この立憲議会のメンバーすなわち代議員(constituants)は、複数の自治体レベルから選出されており、自治体の境界とは異なる地域や職業集団の代表などではない。

以上が、本書の分析概念である連邦国家に登場する行動主体と制度の機能と運行の概要である。さらに第7、8章において、これらの分析用具と概念を用いて、連邦主義に関する二つのモデル、すなわち最小費用モデルと代議政府モデルが比較検討される。

この推論によると、代議政府モデルにおいては、立憲議会の代議員は特別な割り当てについて独自の選好を持っているために、最小費用モデルの場合よりも多くの資源を用いねばならず、そのことから超過組織費用が生じる。この超過費用は、発信と移動については市民としての市民が直接に負担し、管理と調整については納税者としての市民が負担する。けれども、立憲議会のメンバーはこれを負担しない。

IV

ともあれ、公共部門の垂直的な行財政構造とその運行についての理解は、本書の分析によって確かに一歩前進したと言ってもよいだろう。

分析上の活路を、分権的ないし集権的地方制度の類似点に見出す行き方は、それなりに評価されてよい。また、公共部門の構造が、集権化(ないし分権化)の便益と費用の均衡点で決定される、という説明を打破しようとしている点も注目される。さらに、補助金の根拠を収入・支出機能の不適合性の是正に求め、補助金の役割を、各種機能の個別的最適化の欠陥を補完するものとして位置づけている点(第12章)も注目してよい見解である。

その意味で本書は、いまだ未踏の分野に新たに蹊を入れ、研究領域のみならず分析手法をも新たに呈示している点で野心的であり、共著者の一人プレトンの前著 *The Economic Theory of Representative Gov-*

ernment, 1974(これについては、本誌、68巻4号、1975年4月、に関谷登氏の書評がある)に引き続く労作と言えよう。

けれども、本書で想定されている「連邦国家」のフレームワークが、はたして著者達の言うように、連邦制国家のみならず単一制国家にも当てはまるような無色の概念であるかどうかについては疑問が残る。だが、こうした疑問は、むしろ地方制度をとりまく社会風土の差異などから由来しているものなのかもしれない。

[Albert Breton and Anthony Scott, *The Economic Constitution of Federal States*, University of Toronto Press, 1978, pp. X+166]

原 田 博 夫

(慶應義塾大学大学院経済学研究科研究生)

相沢与一著

『イギリスの労資関係と国家』

——危機における炭鉱労働運動の展開——

(1)

本書は、1870-1920年代の資本主義の“危機”におけるイギリス炭鉱業の資本蓄積機構と産業別組合運動の生成・発展、国家の炭鉱労資関係への政策的対応に焦点を当て、炭鉱組合全国組織 Miners' Federation of Great Britain (以下 MFGB と略記)の統一闘争の展開を通しての「イギリス労働者階級の戦闘性と改良主義的限界」及び「大不況以降大戦前と大戦以降における国家の政策的活動の歴史的变化」とを総括的にとらえんとした、著者の10余年にわたる研究成果である。

かかる極めて大なる分析意図を炭鉱業1産業を通して果たさんとするその理由は、キー産業たる石炭業の、またイギリス最大最強の組合たる炭鉱組合の要たる位置にあるが、にもかかわらずこれまでのイギリス労働組合運動史研究において、炭鉱組合分析が稀薄であったこと——とりわけ20世紀の分析が稀薄であるといわれる——⁽¹⁾が、著者をして分析に駆り立てる主たる動機を与えたのである。

注(1) 飯田鼎稿『20世紀イギリス労働研究の2著』『週刊読書人』1979年1月29日付書評。あわせて参照されたい。

いわれるように炭鉱国有化に関する研究を除けば、⁽²⁾炭鉱組合運動の通史的分析は我が国では数少ないが、最近に至り、先駆的な吉村朔夫著『イギリス炭鉱労働史の研究』(1974年)をはじめ、若干の研究が現われ始めている。⁽³⁾

とはいえ、製造業とは異なる炭鉱業の特殊性やなかなく我が国戦後の石炭業の基幹産業から“斜陽”産業への劇的な転回等によって、いまだ石炭業分析は労資関係分野においても看過され易いという状況からして、研究の空白を埋めようと試みる本書を紹介・吟味することは有意義なことといえよう。

本書は次のような構成から成っている。

序章 主題と方法

第1篇 独占形成期(第一次大戦前)のイギリス炭鉱業における労資関係・労働組合運動と国家

第1章 独占形成期のイギリス炭鉱賃労働

第2章 第一次大戦前のイギリス炭鉱業における労働協約賃金決定機構と労働組合運動

第3章 1912年全国炭鉱ストライキと炭鉱最低賃金法の成立

第2篇 第一次大戦以降の炭鉱労働運動と国家

第4章 第一次大戦下イギリス炭鉱業の国家統制と労働運動

第5章 大戦直後の国家管理下における炭鉱国有化闘争と賃金闘争

第6章 炭鉱業全国協約の展開

第7章 炭鉱業「合理化」攻勢と労働者階級の闘争

終章 回顧と展望

(2)

本書は厳密な方法論に基づいて論理が展開されているので、この点の紹介・検討から始めよう。

本書の主題・目的は、①石炭業の資本蓄積・賃労働の再生産の特質(資本及び賃労働の地方分散性とそれらの各地方間の激しい競争、石炭需給・炭価の変動の激しさに規定される資本蓄積と雇用賃金の変動、資本の有機的構成の低位による絶対的剰余価値生産と炭価・売上高スライド賃金への志向)とそれに規定された②労資関係・労働組合運動の特質(団体交渉・協約の地区別分断と賃金の炭価・売上高スライド化を志向する炭鉱主側と団体交渉・協約の全国的産業別統一・賃金の全国統一的な生活保障賃金=最低賃

金を要求する労働者側との労資関係の基本的対抗、組合組織における職場=坑支部の先進的組織化・大衆的戦闘性に基づく統一的産業別全国組合への発展と他方での組合指導部の根強い労資協調主義・議会主義への傾向)、及び③国家規制の特質(大衆的戦闘性や組合運動の発展による争議の巨大化に伴っての国家の争議への先進的介入)、等の諸特質をMFGBの関わる大争議並びに統一闘争を軸にして具体的に示すことである。この目的において既に示されているように、方法論として本書が強調しているのは、①職場の大衆的闘争形態としての争議を中心とした分析、したがって職場・企業レベルの分析、②労資関係への介入を中心とした国家の分析、の2点である。

①の方法は、恒常的な横断的労働組合の形成が阻止され、労資関係が企業別に分断された我が国戦前の分析にその有効性が発揮され、すでに方法論として確立された感があるが、本書もこの成果に依りつつ、更にその積極的意義として、独占段階における労働力再生産諸条件の決定の企業別分断化傾向により、「独占企業を中心とする個別企業内の労資関係が全労資関係の旋回基軸となる」(19頁)として独占段階での労資関係分析への有効性を挙げている。しかし本書では、争議分析を中心にしつつも、「資料的制約と方法的限定のゆえに、個別企業レベルの研究に及んでいない」(20頁)。この資料的制約が彼我の労資関係の差異に基づくのであるか否か定かでないが、「炭鉱業は、労働者の職場組織が例外的に先進的に生成・定着した産業の1つで」、「イギリス労働組合のなかで坑夫組合を特徴づけた重要な構造的特質である」(149頁)以上、少なくとも本書でなされている坑支部=職場組織の静態分析において、これが我が国企業別組合とどの様な共通点・相違点があるのかは、明確にされて欲しかったと思う。

②の方法は、これまでの我が国社会政策研究における二つの傾向(経済的基礎過程や労資関係を十分踏まえず国家政策のみを絶対化する傾向と国家の連関を軽視する傾向)に反発し、一般に国家との関係を捨象して労働組合運動史を構成しえない上、帝国主義から現代に到る段階では国家の直接的介入や国家機構への労働組合の恒常的統合が不可避となるとの観点から、争議への介入と労働立法制定とを中心に国家の労資関係への関わりを実証的に検討しようとするものである。この場合、国家のとらえ方について方法論的な限定はないが、飯田

注(2) 栗田健著『イギリス労働組合史論』1963年、前川嘉一著『イギリス労働組合主義の発展』1965年など。

(3) 飯田鼎著『労働運動の展開と労使関係』1977年、栗田健著『現代労資関係の構造』1978年。

氏評する如く(注1参照)、全体として26ゼネストを除く時期の政治権力ないし政治史的考察が欠如している観が否めないが、こうした方法論の問題点に関する立ち入った検討は、次の具体的実証分析の吟味・検討において果たすことにしたい。

(3)

ここでは、MFGBの政策・運動の展開を軸とする第3章以降の実証分析をみてみるが、詳細・綿密な内容を簡単に、本書が解明を意図した上述の主な2点(イギリス労働者階級の戦闘性と改良主義的限界、及び大戦前と大戦後における国家の政策的活動の歴史的変化)に基づいてとらえることにしたい。

まず本書は、MFGBの特徴的な政策・運動として団体交渉機能と労働保護立法制定運動とを挙げるが、特に「賃金労働諸条件の規制機能において決定的に団体交渉の方法に依存した」(158頁)として、8時間労働法に象徴される立法制定運動の意義を十分評価しつつも、旧組合に対比してのMFGB独自の機能としては、団体交渉機能、とくに統一賃金闘争をより重視し、恐らくこの点に炭鉱組合運動の戦闘性を見出だして、分析の基軸とし、その展開を大筋以下のように跡づけている。

- 1) 旧組合に抗してイングランド中部諸組合連合統一闘争によりMFGBを結成し、更にその後の連合地域統一闘争で史上初の政府調停介入による連合地域調停委員会が成立し、この地域での交渉主体としての確立、8時間労働法の制定、生活賃金政策の追求、未加盟諸組合への闘争支援など、MFGBのもとへの統一・組織拡大を進める20世紀初期までの時期。
- 2) 一方、調停委員会体制の労資協調主義促進、統一闘争抑制、最高賃金統制の機能がMFGB指導部の統一賃金闘争放棄、労資協調化を生むが、職場賃金問題の先鋭化、社会主義やサンジカリズムの浸透などを背景とした南ウェールズ大争議の勃発は、全国統一最低賃金、統一交渉・統一協約闘争による統一的産業別全国組織の確立という方向へのMFGBの政策転換を促し、MFGB主導下1912年の全国炭鉱争議は、再び政府調停で調停委員会・協約体制の補強策というべき炭鉱最低賃金法を成立せしめるが、他方それは「三角同盟」結成やMFGBの最大最強の統一的産業別組合

としての確立を実現させ、こうして戦闘的統一闘争が発展した時期。

3) 第一次大戦当初の産業平和は南ウェールズ争議によって破られ、これを機に炭鉱国管が全炭鉱に拡大し、これによってMFGBは産業別全国統一交渉主体としての確立、統一協約による賃金決定を獲得する反面、MFGBの国家統制の一翼としての統制機能により、職場の非公認運動の活発化を招く時期。

4) 26ゼネストまでの戦後MFGB統一闘争の基本目標は、国管下で実現した全国統一賃金交渉・協約体制とその交渉主体としての地位の保持にあり、20年までの国有化闘争は戦時非公認運動が提起した労働者管理思想のキルド社会主義的修正によってこの目標を発展的に達成しようとしたものであるが、この失敗と国管解除・炭鉱主側の統一協約廃止要求に直面し、以後の統一闘争は目標自体の保持の守勢に転ずるが、共産党・少数派運動主導のMFGBを戦後産業合理化の最大の障害とみなす政府・資本一体の攻撃、TUC幹部の闘争回避等により、統一闘争の頂点としての26ゼネストの敗北、全国協約体制崩壊、MFGBの労資協調化・組織縮小が進む20年代末までの時期。

以上の論旨で強調されている点は、①職場の賃金・労働諸条件の改善という自然成長的要求が社会主義等意識的・政治的運動を媒介にして統一闘争の推進力たる戦闘性をたえず生み、闘争回避、労使協調主義に立つ組合指導部の改良主義的限界への変革力となるという、統一闘争の戦闘性と改良主義的限界との弁証法的な発展過程、②労働立法制定と争議への介入の点からの国家の対応と役割、とくに介入における戦前の「高生産性の国内市場地区に依拠する社会改良的な調停的介入」から戦後の「もっとも危機的な輸出地区の炭鉱企業に牽引されて労働者に危機を転嫁する強力としての国家権力の全面的な反動的へ」(409頁)の変化、である。

これらの点は、従来の研究の空白を埋める積極的意義をもつものと評価しうるが、全体を通して以下の諸点に、なお解明すべき問題を残しているように思われる。

①本書は、MFGBの議会活動による法律制定運動よりも団体交渉機能に注目し分析しているが、特に19世紀末以降スコットランド炭鉱労働者を中心に後の労働党の母体となる独立労働党が結成されるなど、炭鉱

労働運動が労働者政党活動に果たした役割は無視しえないものがあり、恐らくかかる炭鉱組合運動の政治領域での発展が経済領域のそれと相補の関係にあったがゆえに、炭鉱国管、国有化問題など戦時戦後のイギリス労資関係の危機の頂点に炭鉱運動が位置したとするならば、本書の実証分析における MFGB の法律制定機能の軽視が、上述の本書の政治史考察の欠如を招くこととなったのではないか。

②同様の点は、議会活動を通じての国有化要求に関しても言えることであり、本書では国有化問題は戦後の国有化闘争にのみ分析が限定され、それ以前の長い国有化要求の過程や組合政策におけるその位置付けの変化等に明確さを欠く⁽⁴⁾が、MFGBの政策・運動の発展・特徴を知る上で、この点の解明も必要なのではないか。

③本書は、MFGBの統一闘争及び組織の発展における大衆的戦闘性の役割を強調しているが、何故又いかなる基盤に基づいてかかる戦闘性が不断に生まれるのかという点については、社会主義等意識的・政治的運動の役割が強調されはするものの、上述のように政治的考察が不十分なために、具体的に明らかでないし、とりわけ意識的・政治的運動の役割が重要性を増す20世紀以降の、MFGB成立以降の地方組合レベルの分析が欠如していることは、この問題に対する重大な難点であるように思われる。本書はMFGB成立に到るまでの組合運動の地方分散性と統一の困難を具体的に詳述し、MFGB自身「いちじるしく連合的分散的であった」(163頁)旨指摘しているが、にもかかわらずMFGB成立以後地方組合レベルの分析が極めて稀薄であるのは、上述の企業レベルの分析の欠如とあいまって下部大衆の戦闘性を不明確たらしめることとなっているのではないか。

以上、著者に比肩しえぬ浅学の筆者が曲解を恐れず批判的な点を種々述べたのは、紙数の制約とそれにも増して問題の提起による本書の一読の勧め、本書が一石を投じた研究の一層の進展を望むからに他ならない。

本書が、戦前のイギリス炭鉱組合運動の理論と歴史に関する最も包括的で体系的な研究であることを記して、容赦を乞いたい。

(1978年、未来社、417頁、5000円)

海 野 恵 美 子

(慶應義塾大学大学院経済学研究科博士課程)

ヴェアナ・スターク著

杉山忠平、杉田泰一訳

『宗教社会学』

(1)

著者の Werner Stark は、1905年にマリエンバードに生まれ、プラハ、ハンブルグ、ジュネーブの各大学並びにロンドンスクールオブエコノミクスに学び、プラハ、ケンブリッジ、エジンバラ、マンチェスターの各大学で教鞭をとり、フオーダム大学社会学教授を経て現在ザルツブルク大学名誉教授の地位にある。主要な著作としては、The Ideal Foundations of Economic Thought/1943, The History of Economics in its relation to Social development/1944, America: Ideal & Reality/1947, The Sociology of Knowledge: An Essay in Aid of a deeper Understanding of the History of Ideas/1958, The Fundamental Forms of Social Thought/1962, その他があげられる。みられるように社会思想史・経済思想史にわたる広範な研究によって特色づけられ、いずれも高い評価を受けている。

ここに紹介する『宗教社会学』は、独文による 'Grundriß der Religionssoziologie' 1974, の全訳であるが、同書は同じ著者の英文による、'The Sociology of religion—A Study of Christendom—' vol. 5 (1966-72) の著者自身による要約である。要約であるため、英語版にみられる該博な知識に裏づけられた叙述の興味深さはそこなわれているが、逆に著者の意図や思考方法の特質は、それだけ明確になっているものと信じられる。以下まず本書の概要を略述し、ついで本書の意義と問題点に触れることとする。

(2)

本書は二部五章から成り、前半三章は広く宗教共同体の外的な姿を捉える macrosociology of religion として位置づけられている。ここでは三つの類型をとおして宗教組織が論じられる。まず第一に宗教組織がそれを包括する社会と極めて近い関係に立つか、或い

注(4) 炭鉱国有化要求の発展については、(注3)の栗田健近著や E. Eldon Barry, "Nationalisation in British Politics", 1965, が詳しい。